

公立学校働き方改革の推進に関する法律案 概要

I 趣旨

学校教育の水準の維持向上に關し、公立学校の教育職員について、
長時間労働の改善が喫緊の課題 + 多様な知識又は技能が求められている。

→ 公立学校働き方改革

公立学校働き方改革：公立学校（公立の幼稚園～高校・特別支援学校）の教育職員がゆとりを持ってその職務に従事するため、給与その他の勤務条件の改善をはじめとする勤務環境の抜本的な見直しを行い、併せて多様な知識又は技能を修得した公立学校の教育職員を確保するための改革

2 納特法の見直し

政府は、改革集中期間内においてできるだけ速やかに、納特法について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

改革集中期間：施行日～令和8年3月31日までの期間

納特法：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

3 公立学校働き方改革を推進するためのその他の事項の検討

政府は、2のほか、改革集中期間内においてできるだけ速やかに、次の事項について検討を行い、その結果に基づいて、順次、必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

- ① 学級編制の標準及び教職員定数の標準
- ② 免許制度、採用のための選考の実施時期及び回数
- ③ 修得した知識等の給与への反映
- ④ 子どもに関する兼職兼業の制度（本来担うべき業務遂行に支障がある場合を除く）
- ⑤ 外部人材の確保、教育職員との適切な役割分担、連携協力の確保
- ⑥ 国、教育委員会及び公立学校の間の適切な役割分担の確保、公立学校への支援体制の整備
- ⑦ ①～⑥のほか、公立学校働き方改革を推進するための事項

4 留意事項

2及び3に基づく措置は、次の事項を旨として、講ぜられなければならない。

- ① 本来担うべき業務の範囲の明確化
- ② 定数の算定又は配置についての適切な配慮による授業時数の削減並びに生徒指導及び障害に応じた特別な指導の充実
- ③ 義務教育諸学校の教育職員の給与の優遇の趣旨等を勘案した給与等に関する適切な待遇の確保
- ④ 職務の特殊性に配慮した業務の管理の徹底が図られるようにするとともに、管理体制が2により講ぜられた措置に基づき整備されるまでの間、授業の代行等のため正規の勤務時間を超えて本来担うべき業務を行う場合に時間外勤務手当を支給

5 工程表の策定等

政府は工程表を策定（変更）・公表

講すべき具体的な措置の内容+講ずる時期



各年度の実施状況を国会に報告